

定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (ア) 特別養護老人ホームの経営
- (イ) 軽費老人ホームの経営
- (ウ) 障害者支援施設の経営
- (エ) 母子生活支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (ア) 老人デイサービスセンターの経営
- (イ) 老人短期入所事業の経営
- (ウ) 老人介護支援センターの経営
- (エ) 老人居宅介護等事業の経営
- (オ) 子育て短期支援事業の経営
 - ①短期入所生活支援事業
 - ②夜間養護等事業
 - ③養育支援訪問事業
- (カ) 障害福祉サービス事業の経営
- (キ) 一般相談支援事業の経営
- (ク) 特定相談支援事業の経営
- (ケ) 地域活動支援センターの経営
- (コ) 子育て援助活動支援事業の経営
- (サ) 移動支援事業の経営
- (シ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ス) 一時預かり事業の経営
- (セ) 老人福祉センターの経営
- (ソ) 保育所の経営
- (タ) 障害児相談支援事業の経営

(チ) 障害児通所支援事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人福栄会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、地域の高齢者、障害者、子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都品川区東品川3丁目1番8号に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員9名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員2名、外部委員2名の合計6名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として

の権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事及び会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員、会計監査人及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上9名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事、監事及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監

査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第18条の2 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの

(役員及び会計監査人の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の

同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成

する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の 3 種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 東京都品川区東品川 3 丁目 1 番地 4・同番地 5 所在

鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根 9 階建

特別養護老人ホーム

晴楓ホーム

軽費老人ホーム

東海ホーム

障害福祉サービス事業

第一しいのき学園

障害福祉サービス事業

第二しいのき学園

老人デイサービスセンター

東品川在宅サービスセンターの用に

供する建物 1 棟

(10,333.85㎡)

(2) 東京都品川区西大井四丁目 5861 番地 11 所在

木造スレートぶき 2 階建

障害福祉サービス事業 グループホーム金子山

(259.94㎡)

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産は、第 36 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、品川区長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、品川区長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 品川区立高齢者住宅（東品川わかくさ荘）等の経営

(2) 品川区立家庭あんしんセンターにおける子育て支援事業

(3) 高齢者多世代交流支援施設事業

(4) 品川区立就学前乳幼児教育施設における認可外保育事業

(5) 障害児日中一時支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第 8 章 解 散

(解 散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、品川区長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を品川区長に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人福栄会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	尾 高 重 暉
理 事	山 田 二三雄
理 事	村 田 松 男
理 事	篠 田 鶴之助
理 事	新 井 昭 男
理 事	黒河内 治 郎
理 事	恩 田 友 重
理 事	石 井 傳一郎
理 事	小酒井 好 春
理 事	加 藤 昌 光
理 事	尾 高 松 子
監 事	鈴 木 周 三
監 事	北 川 良 洪

2 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

3 この定款は、平成30年3月20日から施行する。

4 この定款は、平成31年2月26日から施行する。

5 この定款は、令和 2年8月18日から施行する。

6 この定款は、令和 3年3月3日から施行する。

- 7 この定款は、令和 4年5月9日から施行する。
- 8 この定款は、令和 4年9月13日から施行する。
- 9 この定款は、令和 6年4月10日から施行する。

附 記

平成 元年 3月 6日	設立認可
平成 元年 3月 8日	設立登記
平成 3年11月16日	定款の一部変更について東京都知事認可 (基本財産の新設・常務理事の新設)
平成 5年 3月10日	定款の一部変更について東京都知事認可 (社会福祉事業法の改正に伴う目的、字句整備)
平成 5年 8月17日	定款の一部変更について東京都知事認可 (公益事業の開始)
平成 6年10月 5日	定款の一部変更について東京都知事認可 (準則の改正・西大井福祉園等の管理受託)
平成 9年 4月28日	定款の一部変更について東京都知事認可 (東品川・大崎在宅介護支援センター等の管理受託、 福栄会デイサービスセンターの名称変更、老人居 宅介護等事業(高齢者ホームヘルプサービス事業) の受託)
平成13年 9月19日	定款の一部変更について東京都知事認可 (準則の改正、法改正による用語訂正、理事・評議 員定数変更)
平成14年 6月14日	定款の一部変更について東京知事認可 (ひまわり荘の受託、役員等定数の変更)
平成15年 3月 5日	定款の一部変更について東京都知事認可 (目的、役員等定数、公告の方法の変更)
平成16年 8月 2日	定款の一部変更について東京都知事認可 (品川区立かがやき園事業開始)
平成17年 3月 4日	定款の一部変更について東京都知事認可 (かもめ工房、かもめハウスの運営)
平成17年 5月24日	定款の一部変更について東京都知事認可 (西大井つばさの家の運営)
平成18年 1月12日	定款の一部変更について東京都知事認可 (精神障害者社会復帰施設の受託経営)
平成18年 5月15日	定款の一部変更について東京都知事認可

		(ふれあいデイホームの受託)
平成18年12月	4日	定款の一部変更について東京都知事認可 (自立支援法施行に伴う事業名称変更)
平成19年	8月10日	定款の一部変更について東京都知事認可 (品川区立品川児童学園の受託、相談支援事業品川区精神障害者地域生活支援センターの設置、地域活動支援センター品川区精神障害者地域生活支援センターの名称変更、品川区障害者生活支援センター、かもめハウスの事業廃止)
平成21年	4月30日	(児童デイサービス品川区立品川児童学園の受託) 定款の一部変更について東京都知事認可 (障害者自立支援法移行に伴う事業名称、及び事業名の簡略記載官報への公告の追加)
平成25年	4月2日	定款の一部変更について品川区長認可 (相談支援事業から特定相談支援事業への事業変更及び知的障害児通園施設から児童発達支援センターの事業変更に伴う変更)
平成25年	6月20日	定款の一部変更について品川区長認可 (所轄庁が、平成25年4月1日(施行)より、区長に変更になったことによる変更)
平成28年	6月14日	定款の一部変更について品川区長認可 (児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成27年2月10日厚生労働省令第17号)に基づき品川区ファミリー・サポート・センターを第二種社会福祉事業の子育て援助活動支援事業として記載に伴う変更)
平成28年12月	19日	定款の一部変更について品川区長認可 (社会福祉法改正に伴う変更)
平成29年	3月31日	定款の一部変更について品川区長認可 (移動支援事業の経営の追加及び障害児通所支援事業の経営の削除)
平成30年	4月2日	定款の一部変更について品川区長届出 (障害福祉サービス事業(グループホーム金子山)建物の基本財産への組入れ)
平成31年	2月26日	定款の一部変更について品川区長認可 (地域子育て支援拠点事業の経営及び一時預かり事

				業の経営並びに高齢者多世代支援施設事業の追加等)
令和	元年	7月	9日	定款の一部変更について品川区長認可 (基本財産を担保に供する場合の品川区長の承認を必要としない場合の追加)
令和	2年	8月	18日	定款の一部変更について品川区長認可 (老人福祉センターの経営の追加)
令和	3年	3月	3日	定款の一部変更について品川区長認可 (保育所の経営の追加及び品川区立就学前乳幼児教育施設における認可外保育事業の追加)
令和	4年	5月	9日	定款の一部変更について品川区長認可 (品川区立家庭あんしんセンター条例改正に伴い子育て支援センターの名称を子育て支援事業に変更)
令和	4年	9月	13日	定款の一部変更について品川区長認可 (障害児相談支援事業の経営及び障害児通所支援事業の経営並びに障害児日中一時支援事業の追加)
令和	6年	4月	10日	定款の一部変更について品川区長認可 (会計監査人設置に伴う追加及び変更)